



平成 28 年 11 月 10 日

各 位

株式会社 エスケーアイ
代表取締役社長 酒井 昌也
(JASDAQ:コード番号 9446)
問合せ先 常務取締役管理本部長
兼経理部長 田川正彦
電話番号052(262)4499

会社分割による持株会社体制への移行に伴う吸収分割契約締結及び定款変更（商号及び事業目的の一部変更）に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 10 月 14 日付「会社分割による持株会社体制への移行検討及び分割準備会社設立に関するお知らせ」により、持株会社体制へ移行するための検討に入る旨を公表しておりますが、本日開催の当社取締役会において、平成 29 年 10 月 1 日（予定）を効力発生日として、当社のグループの事業支配・管理事業（会社の株式又は持分を所有することにより事業活動を支配・管理することを目的とする事業）及び再生可能エネルギー事業（現：太陽光発電事業）を除く一切の事業（以下「承継対象事業」といいます。）を、当社の 100%子会社である株式会社エスケーアイ分割準備会社（平成 29 年 10 月 1 日に「株式会社エスケーアイ」に商号変更予定。以下「分割準備会社」といいます。）に吸収分割の方法により承継させること（以下「本吸収分割」といいます。）を決議し、本吸収分割に係る吸収分割契約の締結を承認すること及び平成 28 年 12 月 20 日開催予定の第 26 回定時株主総会に、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので下記のとおりお知らせいたします。

なお、本吸収分割は、平成 28 年 12 月 20 日開催予定の定時株主総会において承認可決されること、及び関係官庁等の許認可等が得られることを条件として実施いたします。また、当社は、本日開催の取締役会において、平成 29 年 10 月 1 日（予定）付で、「株式会社サカイホールディングス」に商号を変更するとともに、その事業目的を持株会社体制移行後の事業に合わせて変更することを内容とする決議をいたしましたので併せてお知らせいたします。

また、本吸収分割は、当社の 100%子会社に事業を承継させる吸収分割であるため、本吸収分割に係る事項については開示事項・内容を一部省略して開示しております。

記

I 会社分割による持株会社体制への移行

1. 本吸収分割による持株会社体制を実施する理由

当社は、従来から移動体通信事業をメインとしておりましたが、ここ数年で保険代理店事業、葬祭事業、再生可能エネルギー事業（現：太陽光発電事業）と、新規事業に積極的に取り組んで

まいりました。

今後も、既存事業での増収増益の継続を目指しつつ、一方でさらなる新規事業への参入を検討しており、当社グループ企業が増加していくことが想定されます。

これらの戦略遂行を一層加速し、当社グループが更なる成長を実現していくためには、各事業領域において環境変化への迅速な対応力を高めるとともに、当社グループ全体の企業価値を最大化する経営体制を構築する必要があると考え、持株会社への移行の検討を進めておりました。

持株会社への移行の具体的な目的は次の通りです。

(1) グループの経営体制の強化

グループ経営の意思決定と各事業領域における業務執行の分離により、当社グループ全体の経営効率の向上を実現する他、持株会社体制への移行により、グループ企業の継続的な成長を目的として、当社グループ各社による柔軟な組織運営を維持し、意思決定のスピードを高めるとともに、投資判断・再編を加速させる仕組みを構築します。

(2) グループの事業執行体制の強化

各事業会社の継続的な成長を目指すため、それぞれの責任と権限の下で事業に専念することにより、事業ごとの専門性・自律性をより高め、適切な牽制のもとで、より実効性の高い事業執行体制を確立します。

(3) グループのガバナンス体制の強化

グループ全体の企業価値を向上させるべく、適切な牽制のもとでコーポレート・ガバナンスの強化を推進するとともに、より精度の高い事業計画を策定し、より中立的な観点での事業評価を行う体制を作ります。

当社グループとしましては、変化する経営環境の中で、持株会社体制への移行により、各事業の特性を活かしつつグループの総合力を最大限に発揮し、グループ経営機能の強化、各グループ会社の自律的経営並びに適切なガバナンス体制の確立により、グループ全体の企業価値増大を図ってまいります。

2. 本吸収分割の要旨

(1) 分割の日程

分割契約承認取締役会	平成 28 年 11 月 10 日
分割契約締結	平成 28 年 11 月 10 日
定時株主総会基準日	平成 28 年 9 月 30 日
分割契約承認定時株主総会	平成 28 年 12 月 20 日 (予定)
分割期日 (効力発生日)	平成 29 年 10 月 1 日 (予定)

なお、本吸収分割は略式分割であるため、分割準備会社において株主総会決議は行われません。

(2) 本吸収分割の方式

当社を分割会社として、分割準備会社を承継会社とする吸収分割であります。

(3) 本吸収分割に係る割当の内容

本吸収分割に際し、分割準備会社は、当社に対し、株式その他の財産の交付を行いません。

(4) 本吸収分割に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

当社は新株予約権を発行しておりますが、その扱いに変更はありません。なお、当社は新株予約権付社債については発行していません。

(5) 本吸収分割により増減する資本金の額

当社の資本金に変更はありません。

(6) 承継会社が承継する権利義務

本吸収分割により分割準備会社は、当社との間で締結した平成 28 年 11 月 10 日付吸収分割契約に別段の定めがあるものを除き、承継対象事業に関して有する資産、負債、権利及び義務並びにこれらに付随する権利義務（契約上の地位を含む）を承継いたします。なお、分割準備会社に承継される債務については、重畳的債務引受の方式によるものといたします。

(7) 債務履行の見込み

本吸収分割後の当社及び分割準備会社は、いずれも資産の額が負債の額を上回る事が見込まれており、また、収益状況においても負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は現在のところ予想されていないことから、本吸収分割後の債務の履行の見込みは問題ないものと判断しております。

3. 本吸収分割当事会社の概要

	分割会社 (平成 28 年 9 月 30 日現在)	承継会社 (平成 28 年 11 月 10 日現在)
(1)商号	株式会社エスケーアイ	株式会社エスケーアイ分割準備会社
(2)事業内容	移動体通信機器販売関連事業 再生可能エネルギー事業（現： 太陽光発電事業）	本吸収分割会社は事業を開始して おりません。
(3)設立年月日	平成 3 年 3 月 19 日	平成 28 年 10 月 27 日

(4)本店所在地	名古屋市中区千代田五丁目 21 番 20 号	名古屋市中区千代田五丁目 21 番 20 号	
(5)代表者の役職・氏名	代表取締役社長 酒井昌也 代表取締役副社長 肥田貴將	代表取締役社長 酒井昌也	
(6)資本金の額	7 億 2,936 万円	1,000 万円	
(7)発行済株式数	10,856,500 株	200 株	
(8)純資産	3,585 百万円	10 百万円	
(9)総資産	15,744 百万円	10 百万円	
(10)事業年度の末日	9 月 30 日	9 月 30 日	
(11)大株主	株式会社サカイ 21.67% 株式会社光通信 19.58% 酒井俊光 6.89% V Tホールディングス株式会社 5.79% ソフトバンク株式会社 4.14% 酒井昌也 2.97% 肥田貴將 2.59% アイデン株式会社 2.38% エスケーアイ従業員持株会 2.30% 肥田由美子 1.75%	株式会社エスケーアイ 100.00%	
(12)最近 3 年間の業績	(単位：百万円)		
	分割会社 株式会社エスケーアイ (連結)		
	平成 26 年 9 月期	平成 27 年 9 月期	平成 28 年 9 月期
純資産	3,483	4,094	4,050
総資産	9,642	13,573	18,229
1 株当たり純資産 (円)	302.63	353.16	342.30
売上高	16,258	17,019	17,992
営業利益	539	751	763

経常利益	556	749	651
当期純利益	363	399	315
1株当たり当期純利益(円)	33.47	36.78	29.02
1株当たり配当金(円)	10	15	20

(注) 承継会社については、平成 28 年 10 月 27 日に設立した会社で確定した事業年度がありませんので記載しておりません。

4. 分割する事業部門の概要

(1) 分割する部門の事業内容

当社のグループの事業支配・管理事業（会社の株式又は持分を所有することにより事業活動を支配・管理することを目的とする事業）及び再生可能エネルギー事業（現：太陽光発電事業）を除く一切の事業

(2) 分割する部門の経営成績（平成 28 年 9 月期）

売上高 15,525 百万円

(3) 分割する資産、負債の項目及び金額（平成 28 年 9 月 30 日現在）

(単位：百万円)

資産		負債	
項目	帳簿価額	項目	帳簿価額
流動資産	3,038	流動負債	2,508
固定資産	836	固定負債	1,107
合 計	3,874	合 計	3,615

(注) 上記金額は平成 28 年 9 月 30 日現在の貸借対照表を基準として算出しているため、実際に承継される金額は、上記金額に効力発生日までの増減を調整した数値となります。

5. 本吸収分割後の状況（予定）

	分割会社（上場会社）	承継会社
(1)商号	株式会社サカイホールディングス	株式会社エスケーアイ
(2)事業内容	持株会社、グループ企業の経営管理、再生可能エネルギー事業（現：太陽光発電事業）	移動体通信機器販売関連事業及びそれに付随する販売業、その他商業全般
(3)本店所在地	名古屋市中区千代田五丁目 21 番 20 号	名古屋市中区千代田五丁目 21 番 20 号
(4)代表者の役職・氏名	代表取締役社長 酒井昌也 代表取締役副社長 肥田貴將	代表取締役社長 酒井昌也
(5)資本金の額	7 億 2,936 万円	1,000 万円
(6)事業年度の末日	9 月 30 日	9 月 30 日

6. 今後の見通し

本吸収分割が当社の連結業績に与える影響は軽微です。なお、本吸収分割により、当社は持株会社となるため、当社の収入は、配当収入、経営指導料収入、再生可能エネルギー事業（現：太陽光発電事業）収入等が中心となり、費用は持株会社としての運営費用、再生可能エネルギー事業（現：太陽光発電事業）にかかる費用等が中心となる見込みです。

II 定款の変更

1. 定款変更の目的

平成 29 年 10 月 1 日（予定）に持株会社体制へ移行することに伴い、商号及び事業目的の変更を行うものであります。なお、本定款変更は、本吸収分割の効力発生を条件として、本吸収分割の効力発生日（平成 29 年 10 月 1 日予定）に効力が生じるものとします。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 定款変更の日程

定款変更のための定時株主総会 平成 28 年 12 月 20 日（予定）

定款変更の効力発生日 平成 29 年 10 月 1 日（予定）

—以上—

(別紙)

定款変更の内容

(下線部は変更部分であります)

現行定款	変更案
第 1 章 総則 (商号) 第 1 条 当社は、 <u>株式会社エスケーアイ</u> と称し、英文では、 <u>S・K・I・CORPORATION</u> と表示する。 (目的) 第 2 条 当社は、 <u>次の事業を営むこと</u> を目的とする。	第 1 章 総則 (商号) 第 1 条 当社は、 <u>株式会社サカイホールディングス</u> と称し、英文では、 <u>SAKAI Holdings CO., LTD</u> と表示する。 (目的) 第 2 条 当社は、 <u>次の各号に掲げる事業及びこれに付帯又は関連する一切の事業を営む会社、その他これに準ずる事業体の株式又は持分を所有することにより、当</u>

<p>(1) ~ (19) (記載省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>該会社等の事業活動を支配又は管理することを目的とする。</p> <p>(1) ~ (19) (現行どおり)</p> <p>(20) <u>コンピュータ通信網及びインターネットを利用した情報の収集、分析、処理、提供</u></p> <p>(21) <u>コンピュータ、コンピュータ周辺機器及びこれらに関するソフトウェアの開発、製造、販売、技術指導、メンテナンス業並びにそのコンサルティング業務</u></p> <p>(22) <u>コンピュータシステムの分析、設計、企画、開発、販売及び保守に関する業務</u></p> <p>(23) <u>通信販売業及び通信販売業者からの依頼による商品情報の提供、注文書の受付業務及び商品発送業務</u></p> <p>(24) <u>通信ネットワークシステムに関する企画、開発、保守、コンサルティング、教育及び販売</u></p> <p>(25) <u>衣料品・食品・家庭用電気製品・自動車・自動二輪車・原動機付自転車・自転車類・時計・宝飾品類・機械工具類の販売</u></p> <p>(26) <u>労働者派遣事業</u></p> <p>(27) <u>冠婚葬祭の請負に関する業務</u></p> <p>(28) <u>冠婚葬祭に関し必要な用度品の販売、衣装その他物品の賃貸</u></p> <p>(29) <u>一般貨物自動車運送事業（霊柩限定）</u></p> <p>(30) <u>霊園の造成・分譲受託・販売・管理及び仲介業並びに墓石の販売及び仲介業</u></p> <p>(31) <u>仏壇・仏具・宗教用具の販売及び贈答品用の日用雑貨品、服飾雑貨</u></p>
--------------------------------------	--

<p>(20) その他商業全般</p> <p>(21) 上記各号に付帯する一切の業務</p> <p>(新設)</p> <p>第3条～第46条（条文省略）</p> <p>(新設)</p>	<p>品等の販売</p> <p>(32) <u>生花・弁当等の調理食品・食料品及び酒類の販売</u></p> <p>(33) <u>電子マネー及びその他の電子的価値情報（物品、情報又はサービス等の購入、利用若しくは交換に用いることができるもの）の発行、販売及び管理</u></p> <p>(34) <u>不動産の売買、仲介、賃貸及び管理</u></p> <p>(35) <u>駐車場設備の賃貸及び管理</u></p> <p>(36) その他商業全般</p> <p>(37) 上記各号に付帯する一切の業務</p> <p>2. <u>当社は、前項各号及びこれに付帯又は関連する一切の事業を営むことができる。</u></p> <p>第3条～第46条（現行どおり）</p> <p>附則</p> <p>第1条 <u>第1条（商号）及び第2条（目的）の変更については、平成28年12月20日開催予定の第26回定時株主総会に付議される吸収分割契約承認の件が原案どおり承認可決されること及び上記吸収分割契約に基づく吸収分割の効力が発生することを条件として、当該吸収分割の効力発生日に効力が発生するものとする。</u></p> <p>第2条 <u>本附則は、前条に係る定款変更の効力発生後に削除する。</u></p>
--	---